

許 可 条 件

1. 申請者は申請する施工場所の隣接地権者であること。
2. 工事着手及び施工の際は、小郡市長に届出てその指示及び検査を受けること。
3. 工事着手前に所轄警察署長の道路使用許可を受けること。
4. 工事は、一般交通に支障のないように施工すること。安全対策については道路使用許可を遵守すること。
5. 工事現場における事故等については、全て申請者にて処理すること。
6. 工事竣工後から一年以内において、申請箇所に補修が必要だと判断されたときは、速やかに補修すること。
7. 竣工届提出の際は、必ず工程写真を添付すること。